

「平成 28 年度臨時福祉給付金」「障害・遺族年金受給者向け給付金」

平成 26 年 4 月に実施した消費税
率引上げに伴う所得の少ない方
への影響を緩和します。

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引
上げの恩恵が及びにくい所得の少ない
年金受給者の方を支援します。

平成 28 年度 臨時福祉給付金

平成 28 年度分の住民税が課税されていない方
※ただし、住民税において課税者の扶養親族
になっている方や、生活保護の受給者である
方などは除きます。
※「高齢者向け給付金」（3 万円）の受給対象
者も受給できます。

1 人につき 3,000 円

障害・遺族年金受給者向け給付金

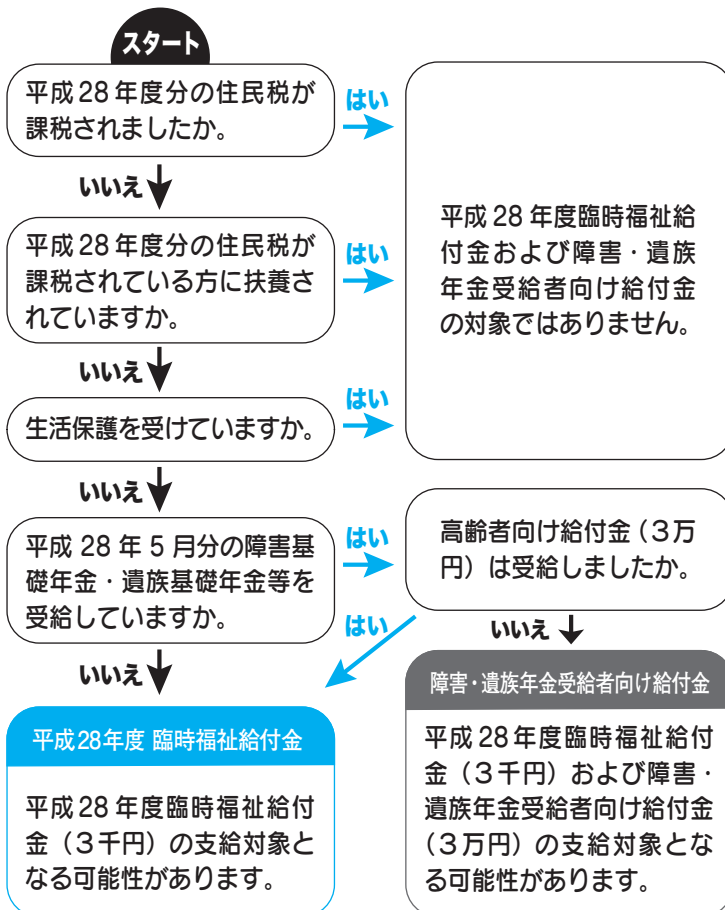
平成 28 年度臨時福祉給付金の支給対象者で、
平成 28 年 5 月分の障害基礎年金・遺族基礎年金
などを受給している方

※「高齢者向け給付金」（3 万円）を受給され
ている方は除きます。

1 人につき 30,000 円

※両方の支給対象者に該当する方は、2 つの給付金を受給できます。
※申請先は、平成 28 年 1 月 1 日時点でお住いの市町村です。

支給対象者診断チャート



2 つの給付金が支給されます

受付場所・時間

大口町健康福祉部福祉こども課（ほほえみプラザ1階）午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（土、日、祝日除く）

受付期間

9 月 28 日（水）から 12 月 27 日（火）

※郵送可能（12 月 27 日消印有効）

提出書類

▽申請書

※各給付金について対象と思われる方に 9 月下旬に郵送しました。

▽本人確認書類

※運転免許証、保険証等の写し

▽指定した口座の確認書類

※金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳やキャッシュカードの写し

▽障害・遺族基礎年金の受給確認書類（必要な方のみ）

受取り方法 申請書に記載した指定口座に入金されます。

※「給付金」を装う振り込み詐欺や個人情報の詐欺にご注意ください。

問合せ先 福祉こども課 ☎ 94-1222